

## 第 5 章 保険給付の適正な実施

保険給付は保険制度の基本事業であり、保険税の賦課・徴収と異なり、統一的なルールの下にその事務が実施されている。

しかし、不正請求への対応、療養費の支給の適正化、第三者の不法行為に係る損害賠償請求（以下「第三者求償」という。）など、広域的な対応が必要なものや一定の専門性が求められるものがあり、国保財政を支出面から管理するためには、給付の適正化のための取組を継続して実施していかなければならない。

必要な者に必要な保険給付が着実になされるようにするため、本章では、保険給付の適正化に関する事項等を定めるものである。

### 第 1 節 保険給付適正化の現状

保険医療機関等からの診療報酬明細書（レセプト）に記載されている事項を点検・審査するレセプト点検については、審査支払機関である国保連合会で行われる一次点検と、審査支払後に市町村で行われる二次点検がある。

二次点検については、被保険者の資格確認、縦覧点検及び医科・調剤の突合点検等の内容点検を中心に、市町村の職員、レセプト点検員及び外部委託により、専門的な視点から点検業務を行っている。

令和元年度の 1 人当たり財政効果額は 2,394 円、内容点検効果額は 890 円で、上昇傾向にある。

医療保険と介護保険の審査については制度ごとに行われていることから、国保連合会の介護給付適正化システムから提供される医療保険と介護保険の突合情報を活用したレセプト点検の実施が求められている。

令和 2 年度における突合情報を活用したレセプト点検の県内実施市町村の割合は 97.1%となっている。

このほか、柔道整復療養費に関する患者調査の実施、海外療養費の審査、第三者求償の実施など保険給付の適正化に取り組んでいるところである。

### 第 2 節 県による保険給付の点検、事後調整

#### 1 県による給付点検

平成 30 年度国保制度改革以降も引き続き、保険給付の実施主体は市町村であり、レセプト点検は一義的に市町村が実施する。県は広域的又は医療に関する専門的な見地から、市町村が行った保険給付の点検を行うこととし、特に、県内市町村国保間で資格移動があった被保険者に係る、同一医療機関で算定回数が定められている項目等について重点的に点検を行い、保険給付の適正化を図る。

#### 2 不正利得の回収等

平成 30 年度から、保険医療機関等の監査の結果により判明した不正利得のうち、広域的事案又は専門的事案について、県は市町村から委託を受けて、当該不正利得の回収事務を行うことができるようになった。

委託対象となる事案が発生した際には、県と市町村で協議を行い、委託が適当と判断された場合は、不正利得の回収に係る事務処理規約に基づき、県は、市町村から委託を受けて事務を行う。

### 第 3 節 療養費の支給の適正化

市町村は、柔道整復の施術に係る療養費、あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅうの施術に係る療養費について、国保連合会に設置された審査委員会の審査等を踏まえて支給の適否を判断する。支給を決定する際には、保険者による点検を行うほか、適宜施術所や被保険者に照会を行うなどにより、適正な支給に努める。

また、海外療養費については、「群馬県国民健康保険海外療養費申請内容の確認に関するガイドライン」に基づき窓口対応を含めて適正な事務処理を進めるほか、疑義案件に対しては必要に応じて国保連合会等とも連携して適正な支給に努める。

県は、国保連合会と連携しながら、市町村が行う保険者点検や患者調査などの支援のため、定期的に市町村に対して指導・助言を実施し、市町村が判断に迷う事例等の問い合わせに適切に対応するとともに、必要に応じ、国保連合会や地方厚生局と連携することで、療養費の支給の適正化を図る。

### 第 4 節 レセプト点検の充実強化

市町村は、レセプト二次点検について、レセプト点検員の配置又は国保連合会への委託により行っているが、点検技術のさらなる向上や、資格点検や第三者行為の確認等について担当職員の資質向上を図るなど、引き続き点検の充実強化に努める。

県は、医療給付専門指導員による指導監督（技術的助言）を通じて、レセプト点検方法や事務処理体制等、各市町村の点検状況や課題の把握に努め、具体的な対策につながる効果的な指導助言を行う。

また、各地域でのレセプト点検結果や点検方法等について情報共有を進めるほか、集団指導やレセプト点検研修会の充実強化を図り、点検技術向上や効果的・効率的な点検の実施を支援する。

### 第 5 節 第三者求償事務や過誤調整等の取組強化

#### 1 第三者求償事務の取組強化

市町村は、被保険者が第三者の不法行為（交通事故等）によって負傷等した場合には、「保険給付」と「被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権」を調整し、第三者に対して損害賠償請求（＝第三者求償事務）をする必要がある。

事務の遂行にあたっては、交通事故に関する判例等の専門的な知識を有する必要があるため、多くの市町村では、国保連合会に求償事務を委託している。

市町村では、被保険者から傷病届を受けることにより第三者に対して求償権を行使することが可能となることから、傷病届の未届出を解消するための取組を行うとともに、専門性を確保するための体制整備や、第三者直接求償の実施などに努める。なお、市町村では、第三者求償事務に係る評価指標及び数値目標を設定することを求められていることを踏まえ、計画的に求償事務の取組を進める。

国保連合会では、第三者行為の発見に係る取組を支援するための市町村巡回訪問や、第三者求償事務に係る研修会の開催、求償事務の処理範囲の拡大に係る検討などを行う。

県では、国保連合会と連携し研修会を開催するとともに、市町村の設定目標や取組状況を確認し、定期的な指導・助言の実施や情報の集約・共有を行う。

## 2 過誤調整の取組強化

被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金については、保険者、被保険者の負担の軽減を図ることから、「被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整について（平成26年12月5日付け保国発1205第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）」に基づき平成27年度から主に国保連合会に委託し保険者間調整を行っており、今後も被保険者が希望する場合等必要に応じて、保険者間調整の活用を図っていくこととする。

## 第6節 高額療養費の多数回該当の取扱い

県が国民健康保険の保険者となることに伴い、被保険者の住所の異動があっても、それが県内市町村間の異動であり、かつ、世帯の継続性が保たれている場合は、平成30年4月以降の療養において発生した、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継いで通算することとなった。

引き続き、県、市町村、国保連合会での協力の下、国の基準に基づき適切に支給事務を行うとともに、制度改正等がある場合には、システム改修を含めた適切な対応に努める。